

令和 2 年度
「おいしが うれしが」園芸品目の
ブランド力強化事業補助金

公募要領（追加公募（第5回受付分））

【問合せ・書類提出先】

滋賀県 農政水産部 食のブランド推進課

TEL：077-528-3891、FAX：077-528-4881、E-mail：gc01@pref.shiga.lg.jp

【受付時間】

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時00分（土・日・祝日は除く。）

1. 「おいしがうれしが」園芸品目のブランド力強化事業補助金について

(1) 目的

この補助金は、地域で生産されている園芸品目の生産者等が、販売業者や観光等のサービスを提供する事業者と連携して取り組む対象品目のコンセプト構築やロゴデザイン作成、商標登録、広報宣伝等に必要な経費の一部を補助することで、園芸品目のブランド力の向上に資することを目的とします。

(2) 事業実施主体

県内に事業所を有する下記のいずれかの者としします。ただし、①に区分される者が事業実施主体となる場合は②に区分される者を、②に区分される者が事業実施主体となる場合は①に区分される者を、1者(1団体)以上連携事業者に位置づけ連携した取組を行う必要があります。

また、全ての事業者が「おいしがうれしが」キャンペーン(下記参照)に登録していることを要件とします。

- ① 農業者、農業団体、農業協同組合
- ② 流通・小売・飲食事業者、市町商工会、商工会議所、観光協会、まちづくりDMO等

※「おいしがうれしが」キャンペーン

「おいしがうれしが」キャンペーンは、多くの皆さんに県産農畜水産物の魅力を知っていただき、積極的に消費していただくために実施している運動です。キャンペーンの趣旨に賛同いただける事業者の方は、登録をしていただくと、「おいしがうれしが」のロゴマークを活用して創意工夫した事業活動ができるなど、さまざまなメリットが受けられます。キャンペーンの詳しい情報や登録申込書のダウンロードは下記をご覧ください。

「おいしがうれしが」キャンペーンホームページ
<https://shigaquo.jp/oishiga/>



(3) 対象品目

県内で生産されている園芸作物(野菜、果樹、花き)で、当該作物を対象としたブランド構築(県内地域名を冠したネーミング、ロゴ作成など)や魅力発信に取り組むことで、当該作物の生産振興、地域の活性化に貢献すると考えられるもの。

(4) 補助対象経費、補助率および補助限度額

対象経費	補助率	補助限度額	重要な変更 事業内容の変更
<p>事業実施主体が対象品目のブランディングを行うのに要する次の経費</p> <p>1. ブランドの構築（必須）</p> <p>(1)コンセプトの検討 専門家謝金・旅費、 資料印刷費、通信運搬費、消耗品費</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>対象品目のコンセプトを構築するため、外部の専門家等を招いての検討会の開催経費などが該当。</p> </div> <p>(2)コンセプトブック・ロゴデザイン等の作成 企画料、デザイン料、写真撮影費、ライター謝金</p> <p>(3)商標登録 弁理士手数料、登録経費</p> <p>※法人名等を付した自社ブランドの構築の取組は対象外。</p> <p>2. 魅力発信（1に基づく取組に限る）</p> <p>(1)広告宣伝 対象品目にかかるPR 資材作成費</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>のぼり、ポスター、チラシなどを想定。</p> </div> <p>(2)商談会への出展 出展料、ブース装飾費</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>旅費や人件費は対象外。</p> </div> <p>※対象品目を原料とする加工品の「魅力発信」の取組も対象としますが、1の取組結果（成果物等）を反映した取組であること。</p>	対象経費の 1 / 2 以内	5 0 0 千 円 以 内	補助対象事業費の 50% 以上の増減

- (注) 1 補助対象経費は、交付決定日以降に着手され、令和2年度内に事業完了するものに限り。
- 2 補助金額は、千円未満切り捨てとします。
 - 3 対象経費の欄に掲げる経費のうち、国・県や市町等から他の助成を受けた費目に係る経費については補助対象外とします。
 - 4 補助金交付額は、審査結果や予算の都合により事業計画書に記載された額を下まわることがあります。

(5) 応募方法

①受付窓口

メール、郵送、持参により受け付けます。

【メールの場合】

- ・食のブランド推進課アドレス：gc01@pref.shiga.lg.jp

ジーシーゼロイチ@ピ-アールイーエフエスエイチアイジ-イー.エルジー-ジェイピー-

- ・件名に、「園芸品目のブランド力強化事業補助金応募」と記載ください。

【郵送・持参の場合】

- ・〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県 農政水産部 食のブランド推進課

「園芸品目のブランド力強化事業補助金応募」

- ・郵送の場合は、封筒裏面に、差出人の住所及び氏名を記載ください。
また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。

②受付締切 第5回 令和3年1月8日（金）17：00

※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで

※予算の範囲に達した時点で、受付を終了します。

③提出書類（A4版）

- 1) 「おいしがうれしが」園芸品目のブランド力強化事業補助金の応募について（別添様式）
- 2) 事業計画書（様式第1号の1）
- 3) 事業内容に関する補足説明資料（任意様式）
- 4) 企業概要（雇用状況含む）の分かる書類（会社案内パンフレット等）

※提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

(6) 助成対象者の選定方法等

①助成対象者の選定方法および決定

助成対象者の選定にあたっては、事業計画書の内容が要件を満たしており、かつ適切で実現可能な計画になっていることが必須です。その上で、より事業効果が高いと判断されるものを優先とします。

このため、提出された事業計画書(必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。)について、事業要件を満たし適切で実現可能な計画となっているかを審査し、要件を満たさない場合は対象外とさせていただきます。その後、以下の観点で審査し、総合的に評価が高いものから、予算の範囲内で助成対象者を選定します。よって、応募者多数の場合は、事業要件を満たしていても選定されないことがあります。

◆評価点◆

ア	より広域に波及効果があること	県域5点 (旧)市町域3点 字域1点
イ	より多くの取組主体があること	申請者が団体もしくは法人(3名以上雇用) 5点 個人 1点
ウ	生産と密接な関係があること	申請者が生産者 5点 その他事業者 3点

②審査結果の通知

審査結果について、農政水産部食のブランド推進課から申請者あて審査結果を通知します。採択の場合は、助成金の配分額を提示します。

③交付申請書提出 (交付要綱第3条)

②の通知(助成金の配分額がある者に限る。)を受けた者は、当該通知に記載される期限までに以下の書類を提出していただきます。

- 1) 「おいしがうれしが」園芸品目のブランド力強化補助金交付申請書
(交付要綱様式第1号) ※要押印
- 2) 事業計画書(様式第1号の1)
- 3) 収支予算書(様式第2号)
- 4) 役員名簿(法人、団体の場合に必要)
- 5) 定款、規約等の写し(法人、団体の場合に必要)
- 6) 誓約書 ※要押印
- 7) 口座振替依頼書

8) その他補助事業内容に関する補足説明資料等

※提出された書類は返却しませんのでご了承ください。また、期限までに交付申請書の提出がない場合は、無効となりますのでご注意ください。

④交付決定の通知

交付申請受付後30日以内に交付決定の通知を行います。事業は交付決定日以降に開始してください。それ以前に着手したものは交付対象となりませんのでご注意ください。

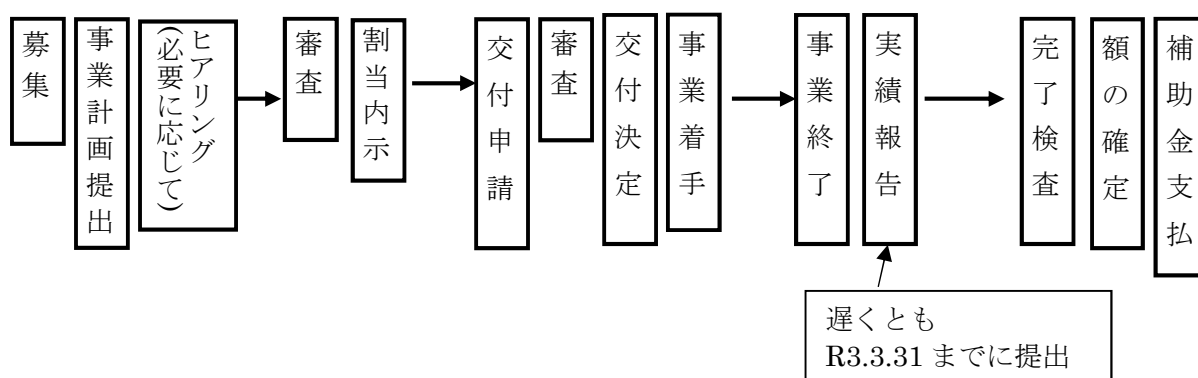
⑤実施報告書等提出（交付要綱第7条）

事業終了後1ヶ月以内に以下の書類を提出いただく必要があります。

- 1) 事業実績報告書の提出について（様式第5号）
- 2) 事業実績報告書（様式第1号の1）および収支精算書（様式第2号）
- 3) その他事業実績を説明する資料（写真等）

※提出された書類は返却しません。

(7) 補助事業の流れ



(8) 補助金を受け取って事業を行う者（補助事業者）の義務

補助事業を実施する際には、以下の義務が生じますので注意してください。

- ① 補助事業の内容を変更（重要な変更に限る。）または補助事業を中止する場合は、事前に知事の承認を受ける必要があります。（交付要綱第5条関係）
- ② 補助事業を完了した日の翌日から起算して1月を経過した日または令和3年（2021年）3月31日のいずれか早い日までに実績報告書および添付書類を提出いただく必要があります。（交付要綱第7条関係）
- ③ 消費税および地方消費税を補助の対象として申請し、補助金の交付を受けた者は、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る「仕入

れに係る仕入控除税額」が確定した場合は、仕入に係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告し、知事の返還命令に従い返還する必要があります。（交付要綱第9条関係）

- ④ 経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存する必要があります。
- ⑤ 滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）および交付要綱ならびにこの要領に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、補助金等の返還、加算金の納付や補助事業者名および不正の内容の公表等、法令等で規定された罰則を受けることがあります。

（9）その他

- ① 補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払いとなります。
- ② 補助金の交付を決定した時は、事業主体の名称を公表することがあります。
- ③ 補助事業の取組や成果を発表する機会を設けますので、協力をお願いします。
- ④ 当補助金に関するご相談は、下記までお願いします。
ただし、メールの場合は、件名に「おいしがうれしが」園芸品目のブランド力強化事業補助金と必ず記入してください。

2. 補助事業の実施等に係る留意事項

<採択後は必ず再確認してください>

(1) 不正な使用の防止

補助金を受け取って事業を行う者（補助事業者）は、使途目的に従って誠実に補助事業を行うことが義務づけられています。従って、不正・不当な行為に対しては「滋賀県補助金等交付規則」（以下、「規則」という。）に基づき処分が定められています。

例）義務違反に対する交付決定の取り消し（規則第16条）

補助金返還命令（規則第17条）

加算金および延滞金（規則第18条）

(2) 関係書類等の保管

経理関係の証拠書類については、補助事業終了後5年間保存が必要になります。

規則、交付要綱に基づく関係書類

交付申請書、交付決定通知書（変更承認申請書、変更承認通知書）、実績報告書、額の確定通知書

支払いに関する証拠書類

カタログ、仕様書、見積書、契約書、請求書、納品書、領収書

事業実施内容が確認できる書類

パンフレット等印刷物の整理、出展を確認できる書類、事業実施状況の写真、決算関係書類等

(3) 完了検査

県は、補助事業の実施状況を確認するため、原則、事業実施主体から提出された実績報告書等について完了検査を実施します。その際に不明な点等あった場合は、必要に応じて現地検査を実施します。

この検査により交付決定および交付条件に適合していると判断したものについてのみ、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を支払うこととなります。

補助事業の証拠書類に不備が認められる場合、実績報告書と実際の事業結果に相違があると認められる場合は、補助対象外経費として取り扱います。